

協会けんぽにご加入の皆さまへ、重要なお知らせです

傷病手当金の返納が必要かも？

傷病手当金と年金は、同時に受給できない場合があります。ご注意ください。

1 障害年金を受給することになったとき

・同一(関連)の傷病について、
傷病手当金と障害厚生年金
(障害手当金)を受給できる

・傷病手当金の日額が
障害年金の日額以下

※ 上のいずれにも該当

傷病手当金は
支給されません

・同一(関連)の傷病について、
傷病手当金と障害厚生年金
(障害手当金)を受給できる

・傷病手当金の日額が
障害年金の日額より多い

※ 上のいずれにも該当

傷病手当金は
差額が支給されます

・異なる傷病について、
傷病手当金と障害厚生年金
(障害手当金)を受給できる

・障害基礎年金(単独)を受給
できる

傷病手当金は
全額支給されます

過払いになった傷病手当金は返納していただく必要があります。(裏面へ)

2 老齢年金を受給することになったとき

・退職後(資格喪失後)に引き続
き傷病手当金を受給できる

・傷病手当金の日額が
老齢年金の日額以下

※ 上のいずれにも該当

傷病手当金は
支給されません

・退職後(資格喪失後)に引き続
き傷病手当金を受給できる

・傷病手当金の日額が
老齢年金の日額より多い

※ 上のいずれにも該当

傷病手当金は
差額が支給されます

・在職中である

傷病手当金は
全額支給されます

過払いになった傷病手当金は返納していただく必要があります。(裏面へ)

過払いとなった傷病手当金は、返納していただく必要があります

協会けんぽへご連絡ください



全国健康保険協会 高知支部

協会けんぽ

☎ 088 - 820 - 6010 (自動音声流れたら「1」を押してください)

〒780-8501 高知市本町4-1-24 高知電気ビル新館2階 受付時間 8:30~17:15 (平日)

【傷病手当金と年金の調整について】

- ・同一(関連)の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金(障害手当金)をどちらも受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が障害厚生年金(障害手当金)の額よりも多いときは、年金等の額との差額が支給されます。(健康保険法第108条3・4)
- ・退職後(資格喪失後)に引き続き傷病手当金を受給できる方が、老齢(退職)年金も受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が老齢(退職)年金の額よりも多いときは、年金の額との差額が支給されます。(健康保険法第108条5)

※ 傷病手当金の支給を受けた後に、さかのぼって上記の年金を受給することとなった場合は、支給が重複する期間の傷病手当金をご返納いただきます。お手数ですが、協会けんぽまでご連絡ください。

【傷病手当金の調整方法】 ※ 年金額の調整はありません。

- ① それぞれの支給日額を調べます。
(A) 傷病手当金の支給日額 = 支給額 ÷ 支給日数
(B) 年金の支給日額 = 年金額 ÷ 360(日)
- ② 支給日額を比較します。
(A) ≤ (B) → 傷病手当金は支給されない
(A) > (B) → 傷病手当金は(A) - (B)の額が支給される

(例) 傷病手当金日額6,000円、障害厚生年金の年額180万円の場合

傷病手当金 日額6,000円	差額1,000円
	障害厚生年金日額5,000円 (180万 ÷ 360)

傷病手当金は差額が支給されます

▲ 障害厚生年金受給開始